

其ノ二

其ノ二

其ノ二

一、労働条件ニ就テハ労働団体ニ交渉シ組合員各自ハ一切交渉ヲ為サルコト

二、労働団体下ハ会社ニ従業セル労働者百人以上ヲ以テ組織セル団体ヲ謂フ

三、会社ニ就テハ労働団体アル場合ニ各個ニ交渉ヲ為スコト

四、会社従業員ニシテ労働団体ニ加入セサル者ハ各個ニ交渉ヲ為スコト

五、交渉不調ノ場合ト雖ニ週同以内ハ其爭議ニ関シテ解雇ヲ為シ又ハ同盟罷業ヲ為サルコト

(五月十七日)

十八日午後六時五十分ヨリ大電問題報告演説會ヲ天王寺公園會堂ニ開催セリ聴衆用會者時約三百名ナリトモ漸次其数ヲ増シ今八時頃約一千名ニ及ビ内約八百名ハ電業員組合並ニ友愛会員ト認ムヘキ者其他ハ一般聴衆タリ先ッ電業員組合安治川、春日、西支部ノ總會ヲ同クコトニシ座長ニ山本準ヲ推シ電業員組合多ク日本労働総同盟ニ加入セシムコトヲ決議セリ

(五月十八日)

大電爭議ハ一應終結ヲ告ケタルカ一爾後若林技師長市川安治川、電所長、福谷春日、電所長等ニ於テ這般ノ解決條件タル電書其ノ一段ニ基キ罷業職工全員ノ復帰セシムルハ最初ノ罷業ヲ遂行セザル者及其後復職セル外諸般会社側ニ属スル順良職工トシ召ニ於テ相融和ト得サルノミナラス

(四)